64916	吉井　清	21.12.31	〃
68769	坂上　孝治	22. 1.20	〃
70272	佐野　孝子	21.12.31	〃
70548	長原　幸春	22. 1.11	死亡
70623	騎生　輝義	21.12.24	〃
73098	橋本　彰二	21.10.21	〃
73924	井上　浄水	22. 1.30	業務廃止
76816	繁内　康政	21.12.15	死亡
79507	亀谷　勉	22. 1. 2	〃
88454	杉村　裕助	22. 1.14	〃
92838	大本　佐代	22. 1.31	業務廃止
99740	鷲見　清治	22. 1.29	〃
101484	橋本　幸二	22. 1. 1	死亡
106295	山廣　馨	22. 1.29	業務廃止
110150	田島　誠司	21.12.26	死亡
111520	中島裕紀子	21.12.14	業務廃止
112450	鳥田　寛子	22. 1.31	〃
112547	市川　啓介	22. 1.29	〃
112745	小林志保美	21.12.31	〃
9940	土屋　彰護	21.12.29	死亡
10949	畠中　榮二	22. 1.31	業務廃止
13158	市原　良憲	21.12.31	〃
18217	鈴木　一郎	22. 1.24	死亡
20240	白石　廣省	22. 1. 2	〃
26271	西之宮惟晃	22. 1.28	〃
28836	仁木　守三	22. 1.31	業務廃止
31592	須田　量一	22. 1.30	死亡
42685	佐藤　和助	22. 2. 9	業務廃止
53996	長友　隼人	21.12.18	〃
73650	山城　健昭	22. 2. 1	〃
91332	田邉　敦子	21.11.30	〃
98664	石井　祐司	22. 1.31	〃
103122	岩濱みゆき	21.11.30	〃
7949	水谷　敏夫	22. 1.27	死亡
8329	内田　重義	22. 1. 5	〃
9311	𠮷下　龍郎	22. 2.22	業務廃止
9874	笹森　信人	22. 2. 8	死亡
11594	岸田　祐二	22. 1.30	〃
11708	黒澤　克男	22. 2. 6	〃
13162	坂寄　繁	22. 2. 4	〃
14677	水野　次郎	21.12.24	業務廃止
15816	皆川　亙	21.12.31	〃
17891	小林　末男	21.12.23	死亡
19333	佐藤　博	22. 1.26	〃
23965	今村　駿也	21.12.31	業務廃止
25463	鈴木　操	22. 1.12	死亡
25472	加藤　孝之	22. 2.14	業務廃止
28182	三浦　春久	21.11.27	死亡
30417	中川　総男	21.12.31	業務廃止
30634	今井　隆夫	22. 1.14	死亡
33251	月岡　聖也	22. 1. 6	〃
35302	金井　秀雄	22. 1.26	〃
37322	小島志津子	21.12.31	業務廃止
37641	土岐　公人	22. 1.29	死亡
40078	宮宅　彰	22. 1.29	〃
41602	鵜飼　利造	22. 2. 2	〃
43244	中村　有一	21.12.21	業務廃止
47688	小川　務	21.12.29	死亡
49147	山本　宏	22. 1.31	〃
49564	長岡　四郎	22. 1.11	〃
49592	森田　金男	22. 1.20	業務廃止
53633	前　武司	22. 1.31	〃
54629	久田　孝雄	22. 1.26	死亡
56094	古屋　和	21.12.31	業務廃止
57371	佐藤　昭二	22. 1.21	死亡
58849	新宮　誠造	21.12.30	〃
61730	大木　幹男	22. 2. 3	〃
61736	大田省太郎	22. 1.26	〃
64532	中村富貴子	22. 1.28	〃
64773	小崎　忠	22. 1.29	〃
70401	久保田稔夫	21.12. 8	〃
72205	石原　俊治	21.12.31	業務廃止
74845	牛丸　修男	20.11.13	死亡
76838	中村　嘉明	22. 1.27	〃
79288	島　與志夫	21. 7.13	〃
83494	山﨑　直邦	22. 1.24	〃
85243	山崎　義一	22. 1.22	〃
86919	牛込　一彦	21.12.31	業務廃止
90551	平野　裕司	22. 1.22	死亡
92487	三瓶　勉	22. 2. 2	〃
103703	玉川　勲	22. 2. 6	〃
107020	松並　一義	22. 1.31	業務廃止
108799	細田　隆	22. 1.11	死亡
109286	吉田　正志	21.12.31	業務廃止
112839	清水　達也	22. 2.20	〃

法律援助基金の支出に関する規則中一部改正

告示第五十四号

法律援助基金の支出に関する規則（規則第百十六号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十二年二月十九日

日本弁護士連合会

法律援助基金の支出に関する規則中一部改正

法律援助基金の支出に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（援助金の支出）

第二条　規程第二条第五号から第十号までに掲げる事業のために支出する費用相当分及び弁護士報酬相当分の援助費（次項から第四項までに規定するものを除く。）の基準の額は、別表1に定めるとおりとする。ただし、実質的な援助活動があるとは認められない場合は、いずれの事業についても援助費を支出しないものとする。

2　規程第二条第五号及び第六号に掲げる事業について被援助者に現実的利益がある場合に限り支出する弁護士報酬相当分の援助費の基準の額は、別表2に定めるとおりとする。

3　規程第二条第五号から第十号までに掲げる事業の法律相談のために支出する費用相当分及び弁護士報酬相当分の援助費の基準の額は、別表3のとおりとする。

4　規程第二条第五号から第十号までに掲げる各法律援助に関する調査、研究、研修、広報その他の各法律援助の維持発展に必要な活動について支出する援助費の額は、理事会が承認した額とする。

別表を次のように改める。

別表1（第2条第1項関係）

事業区分	援助内容	費用相当分（※）		弁護士報酬相当分	
		基準額（消費税込）	備考（すべて金額は消費税込。実費（通訳・翻訳費用及び貼付印紙代を含む。以下同じ。）相当分として、以下の条件で加算する。）	基準額（消費税込）	備考（すべて金額は消費税込。以下のとおり増減を行うことができる。）
外国人に対す	イ　訴訟以外の手続援助	20,000円 ただし、通訳を要しないときは5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合には100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合の当該専門家に支払うべき実費が発生する場合には、上限の額に100,000円を別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、同じ家族の事件のため複数人の案件が1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。	105,000円	①関連事件に引き続き受任する場合、同じ家族の事件のため複数人の案件が1件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が2人のときは210,000円とし、3人以上のときは315,000円とする。ただし、①を準用する。